8 地盤環境関係データ

概要

(1)地盤沈下

地 下 水 位(平成18年):前年と比較して最大上昇 3.36m(東大阪地域)

前年と比較して最大下降 0.58m (大阪市地域)

地下水採取量(平成18年):約225千m³/日(昭和40年当時の約4分の1)

許 可 井 戸(平成18年度):工業用水法の指定地域内における井戸状況

新規2件 廃止1件 合計 85件

(2)地下水汚染(平成18年度)

概況調査:81地点中5地点で環境保全目標を未達成。

汚染井戸周辺地区調査:18地区中4地区で環境保全目標を未達成。

定期モニタリング調査:114地区(139地点)中44地区(52地点)で環境保全目標を未達成。

(3)土壌汚染(平成19年3月31日現在)

土壌汚染対策法に基づく指定区域 : 17件

〔大阪市(7) 高槻市(3) 吹田市、寝屋川市、泉南市、門真市、高石市、松原市、岸和田市〕

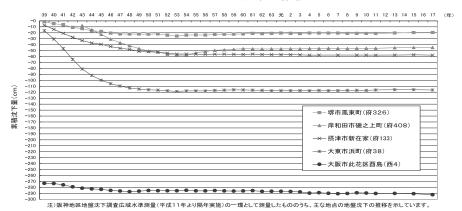
大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域:9件

〔大阪市(2) 堺市(3) 寝屋川市(2) 八尾市、摂津市〕

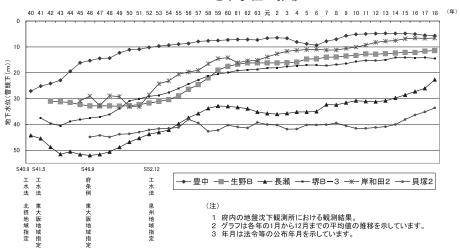
何れも指定区域(管理区域)の解除がなされたものを含みます。

地盤沈下関係データ

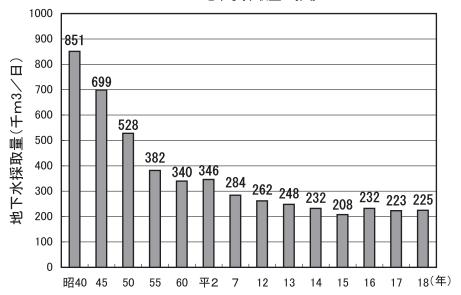
8-1 地盤沈下の推移



8-2 地下水位の推移



8-3 地下水採取量の推移



8-4 工業用水法に基づく許可井戸(揚水設備)の状況

(単位:本)

区	分	平成18年3月31日	平成 1	8年度	平成19年3月31日			
),	現在の井戸本数	許可井戸	廃止井戸	現在の井戸本数			
大 阪	市域	0	0	0	0			
北 摂	地 域	63	2	0	65			
東大阪	反地域	20	0	1	19			
泉州	地 域	1	0	0	1			
合	計	84	2	1	85			

8-5 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況

(平成18年度)

区分	給水事業所 (工場)	年間給水量(m³)
北大阪地域	89	13, 484, 135
東大阪地域	122	8, 662, 230
泉州地域	117	8, 154, 387
合 計	328	30, 300, 752

(参考)大阪府工業用水道事業は、以下のとおり、産業基盤整備及び地盤沈下対策から事業を行っている。

産業基盤整備事業

1次工業用水道事業 (堺臨海造成地、堺・東大阪・守口・門真市の各一部:昭和34年度〜昭和37年度)

2次工業用水道事業 (堺泉北臨海造成地:昭和36年度~昭和45年度)

東南部工業用水道継続事業 (泉佐野市、田尻町、泉南市の各一部:昭和62年度~平成6年度)

■地盤沈下対策事業

3次工業用水道事業 (北摂地域:昭和38年度~昭和45年度)

4次工業用水道事業 (東大阪地域、堺市(一部):昭和39年度~昭和45年度)

5次工業用水道事業 (泉州地域:昭和51年度~昭和54年度)

地下水汚染関係データ

8-6 地下水質概況調査環境保全目標未達成地点

(単位:mg/L)

地点番号	則定地点 所在地	未達成項目	検出濃度	環境保全目標
22	四條畷市清瀧	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
34	大阪市北区堂島浜	鉛	0.017	0. 01
45	岸和田市八幡町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	10
64	枚方市茄子作北町	総水銀	0. 0018	0. 0005
65	枚方市杉	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	10

(注)地点番号は測定計画に定めた番号を表します。

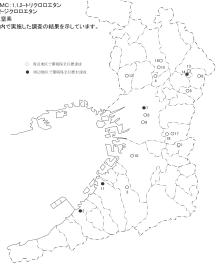
8 - 7 地下水質概況調査測定地点図



8-8 地下水質汚染井戸周辺地区調査結果(平成18年度)

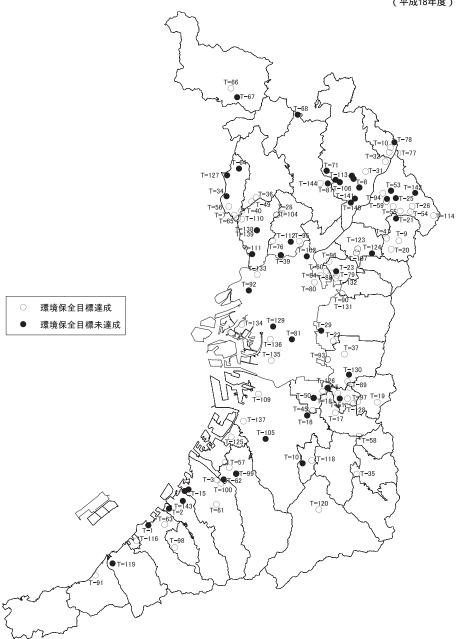
	地区名		調査への経緯			污染井戸周辺地区調査結果								
番号		調査名等	項目	検出濃原 (mg/L)		調査		環境保全! 未達成井?		項目		最高濃度 (mg/L)	備考	
1	柏原市	平成17年度	ベンゼン	0.26	*	1 (0)	0 (0)	ベンゼン	<	0.001		
	大正	土壤污染調査												
2	泉佐野市	平成17年度	NO ₃ ,NO ₂	8.1		12 (0)	1 (0)	NO ₃ ",NO ₂ "	Т	25	*	
	新町	概況調査												
3	和泉市	平成17年度	NO ₃ ,NO ₂	5.4		2 (0)	0 (()	NO ₃ NO ₂	Т	7.23		
	尾井町	概況調査												
4	摂津市	平成18年度	cis-1,2DCE	1.8	*	6 (3)	0 (()	cis-1,2DCE		0.008		
	南千里丘	土壤污染調査	TCE	0.048	*					TCE		0,003		
										PCE		0.01		
										1,1-DCE	<	0,002		
- 5	四條畷市	平成18年度	NO ₃ ,NO ₂	12	*	4 (1)	0 (0)	NO ₃ NO ₂		6.34		
	清瀧	概況調査												
6	交野市	平成18年度	総水銀	80000.0		4 (0)	0 (0)	総水銀	<	0.0005		
	寺	保健所調査												
7	大阪市	平成17年度	砒素	0.013	*	2 (0)	1 (0)	砒素		0.012	*	
	都島区綱島町	概況調査												
8	大阪市	平成17年度	cis=1,2DCE	0.004		3 (0)	0 (0)	cis-1,2DCE	<	0.004		
	中央区馬場町	概況調査												
9	大阪市	平成17年度	cis=1,2DCE	0.021		3 (0)	0 (0)	cis=1,2DCE		0.022		
	天王寺区上本町	概況調査												
10	堺市	平成18年度	PCE	0.0073		4 (0)	0 (0)	TCE		0.004		
	堺区大仙町	概況調査												
11	岸和田市	平成18年度	NO ₃ NO ₃	15	*	77 (9)	6 (1	1	NO ₂ ",NO ₂ "	T	52	* 他の井戸(飲用含む)につい	
	八幡町	概況調査											て平成19年度も継続調査中	
12	豊中市	平成17年度	砒素	0,031	*	12 (5)	0 (()	砒素	<	0,005		
	岡上の町	事業所調査	鉛	0.015	*					鉛	<	0.005		
13	枚方市	平成18年度	総水銀	0,0018	*	2 (0)	0 (0)	総水銀	<	0.0005		
	茄子作北町	概況調査	NO ₃ ,NO ₂	9.4		2 (0)	0 (0)	NO ₃ ",NO ₂ "		10		
14	枚方市	平成18年度	総水銀	0,00006		2 (0)	1 (0)	総水銀		0.0032	*	
	東香里	保健所調査												
15	茨木市	平成18年度	1,1-DCE	<0.002		2 (0)	0 (0)	1,1-DCE	<	0.002	現在浄化中	
	丑寅	事業所調査	cis-1,2DCE	0.19	*					cis-1,2DCE	<	0.004		
			TCE	0,004						TCE	<	0,002		
			PCE	<0.0005						PCE	<	0.0005		
16	茨木市	平成18年度	砒素	0.070	*	4 (0)	0 (()	砒素	<	0,005		
	松下町	事業所調査	1											
17	八尾市	平成17年度	ベンゼン	0.001		13 (0)	0 (0)	ベンゼン		0,009		
	安中町	概況調査	1											
18	八尾市	平成18年度	ベンゼン	2.0	*	12 (0)	0 (0)	ベンゼン	<	0,001		
	太子堂	事業所調査												

- (注) 1 *印は、環境保全目標を超過していることを表しています。
- 2 ()内は、飲用井戸であることを表しています。 3 TOE:トリクロロエチレン POE:テトラクロロエチレン MO:1.1.1ートリクロロエタン BMC:1.12-トリクロロエタン cis12-DOE:シス12-ジクロロエチレン 1.1-DOE:1.1-ジクロロエチレン 1.2-DO:1.2-ジクロロエタン DOM:ジクロロメタン TCM:四塩七茂末 NO, NO, i積酸性窒素及び亜硝酸性窒素 USBでは、所(市)が当該事業所内で実施した調査の結果を示しています。



8-9 地下水質定期モニタリング調査測定地区図

(平成18年度)



8-10 土壌汚染対策法の施行状況

(平成19年3月31日現在)

所 管項 目	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用 特定施設の使用が廃止された件数	43	184	15	2	3	12	6	14	4	10	7	17	317
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数	12	54	1	2	1	6	4	1	2	2	2	8	95
上記調査の結果、基準超過し指定区域 に指定された件数	4(3)	7(0)	0	1(1)	0	1(0)	3(0)	0	0	0	1(0)	0	17(4)
法第3条第1項のただし書に基づき確認 を行った件数	29	116	14	1	1	6	2	13	0	6	4	8	200
法第4条第1項に基づき調査命令を発出 した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注)1. 所管が大阪府となっているのは、土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村を すべて大阪府が所管していることを表しています。
 - 2.()内は指定区域解除件数を示しています。

8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)の施行状況

(平成19年3月31日現在)

所 管項 目	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
条例第81条の4に規定する土地の利用履 歴等調査結果報告書受理件数	323	134	86	22	51	51	55	79	27	28	40	31	927
条例第81条の6に規定する有害物質使用 届出施設等の使用が廃止された件数	15	2	8	0	0	2	1	2	1	1	2	2	36
条例第81条の4、5及び6に基づく土壌汚 染状況調査の結果報告件数	12	13	7	0	0	3	4	1	3	3	10	1	57
上記調査の結果、基準超過し管理区域に 指定された件数	1(0)	2(0)	3(1)	0	0	0	0	0	0	1(1)	2(1)	0	9(3)
条例第81条の5及び6のただし書に基づき 確認を行った件数	11	1	10	0	0	1	1	2	1	1	1	1	30

- 注)1. 所管が大阪府となっているのは、条例事務移譲市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村を すべて大阪府が所管していることを表しています。
 - 2.()内は管理区域解除件数を示しています。